

仕 様 書

- 1、業務委託名 焼却残渣搬送業務委託その1
- 2、施行場所 伊勢市西豊浜町653番地 清掃工場
(引き渡し場所)
- 3、委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4、業務内容
伊勢広域環境組合清掃工場(以下「当組合」という。)から発生するごみの焼却残渣を、三重中央開発(株)三重総合リサイクルセンター(以下「三重中央開発」という。)へ搬送する業務。
- 5、搬送数量等
 - (1) 予定数量 約4,662 t/年
 - (2) 搬送量 約10~40 t/日(曜日、焼却状況により変動有り)
 - (3) 荷 姿 粉状・バラ積み
- 6、見積価格 積載量1トン当たりの単価とする。(消費税及び地方消費税抜き)
- 7、搬送先
 - (1) 名 称 三重中央開発
所在地 伊賀市予野字鉢屋地内
搬送距離 約90km(片道)
搬送経路 別図(廃棄物搬入車輛経路図)に示す道路とする。
- 8、搬送車両について
 - (1) 土砂等運搬禁止車両
 - (2) 搬送中道路上に排出物、汚水等が荷台から漏洩及び飛散しない構造であること。
※天蓋及び水密車両
 - (3) 営業車(緑ナンバー)であること。
 - (4) 搬送車両の条件
荷台は、油圧天蓋付車又はオートシート装着車(自動幌掛け装置)又はこれに準ずる車両であること。
やむを得ず上記以外の車両の場合には、シートで荷台を全面覆うこと。
 - (5) 車両の大きさ
 - ア、最大車両重量は、22トン車(最大積載量約10.6トン)とする。
 - イ、最大車両寸法は、車高3.8m、全長11.02m、全幅2.49mとする。
 - ウ、車両の高さ制限は3.1m(地上から荷台上部までの高さ)とする。
- 9、業務の実施方法
 - (1) 搬送日は、月曜日~土曜日の中で当組合が指定した日時とし、日曜日及び年末年始(12月29日午後~1月4日)は、原則として除くものとする。
 - (2) 焼却残渣は、当組合側が停車ダンプ等にクレーンで積み込む(所要時間35分程度)。
 - (3) 焼却残渣の搬出確認は当組合の計量機にて行い(8時30分から12時、13時から16時45分)、係員より「管理伝票」を受け取るものとする。

(4) 搬送については、搬入先の指定場所に荷下ろしを行い、三重中央開発より「管理伝票」へ引受数量の記入を受けることにより業務を完了するものとする。

10、搬送及び三重中央開発への搬入時の注意事項

(1) 三重中央開発周辺地域の通行に際しては、周辺地域の車両を最優先とし安全かつ適切におこなうこと。

(2) 三重中央開発への搬入については、8時から11時45分まで及び13時から14時までであり、8時以降及び13時以降を到着時間とする。土曜日、祝日については15時まで受付。又、当該施設周辺での時間待ちをしないこと。

11、受託者の要件、搬送車両及び作業従事者の管理

(1) 受託者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づき許可された者。

(2) 受託者は、8の搬送車両についての各要件を具備した車両を整えるものとする。

(3) 受託者は、本業務を遂行するための車両をあらかじめ当組合に届けること。

(4) 搬送車両は、常に良好な状態に整備され適切な管理のもと運行すること。

(5) 受託者は、作業従事者を指揮監督し、常に作業の安全に留意し、事故、災害の防止に努めること。

12、報告及び遵守事項

(1) 搬送車両が故障等により業務を遂行できないときは、速やかに当組合に報告するとともに受託者において代替車両の手配により業務を履行すること。

(2) 当組合より指示を受けた搬送日時の変更は、事前に当組合の係員に報告し、その指示に従うこと。

(3) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条による委託の基準を遵守するとともに、同条第8号による基準に適合しなくなった場合においては当該委託契約を解除することとする。

(4) 搬送に当たっては、同施行令第3条の基準を遵守すること。

(5) 搬送車両については、原則専用車両とする。別荷を積載する必要がある場合においては、受託者の責により清掃等を十分行い、生活環境保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

13、数量確認 検収数量は、三重中央開発での計量の数量とする。

14、支払い方法

委託料は月払いとし、1ヶ月分の数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

15、その他 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議すること。

・別図（廃棄物搬入車両経路図）

